

事業主（給与支払者）の皆さまへ

個人住民税の特別徴収の指定についてのお知らせです

北海道十勝総合振興局と管内の市町村では平成28年度から個人住民税の特別徴収未実施の事業主（給与支払者）の皆さまに、順次、個人住民税の特別徴収義務者の指定を実施しています。

個人住民税の特別徴収とは

給与の支払者である事業主が、給与所得者である従業員に毎月支払う給与から個人住民税（市町村民税＋道民税）を徴収（天引き）し、従業員がお住まいの市町村に納入していただく制度です。

地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、原則として所得税を源泉徴収している事業主は特別徴収義務者として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。

事業主の皆さまは個人住民税の税額を計算する手間はかかりません

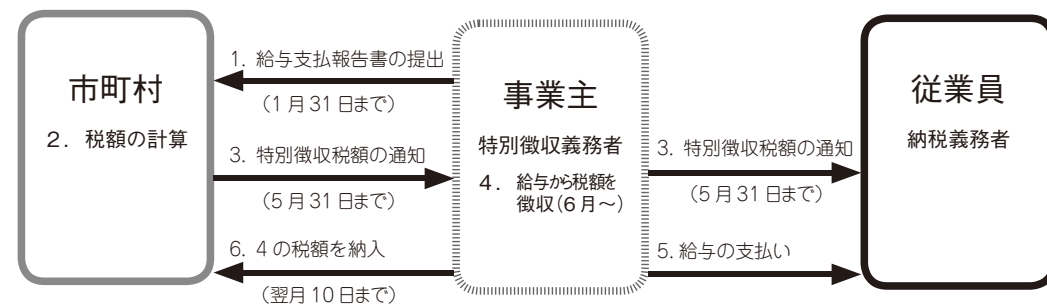
個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主が税額を計算したり、年末調整する手間はかかりません。市町村が給与支払報告書等に基づき税額計算を行い、各給与支払者へ住民税を通知しますので、給与支払の際にその税額を特別徴収（天引き）し、各市町村へ納めていただくことになります。

従業員の皆さまにとって大変便利な制度です

各従業員の皆さまが、納付のために金融機関や市町村窓口に出向く手間を省くことができるとともに、納め忘れの心配もなくなります。

年12回に分けて徴収（天引き）されるので、年4回（市町村により異なります）納付書により納める場合に比べて1回あたりの負担額が少なくて済みます。

特別徴収の事務のながれ



1. 従業員がお住まいの市町村へ給与支払報告書を提出していただきます。（1月31日まで）
2. 市町村が従業員ごとの個人住民税額を計算します。
3. 事業主の皆さまに、特別徴収していただく税額をお知らせします。（5月31日まで）
※所得税の源泉徴収のように税額の計算や年末調整などの手間はかかりません。
4. 6月以降、毎月の給与の支払の際に、税額を徴収（天引き）していただきます。
5. 税額の徴収（天引き）後、通常通り従業員の皆さまに給与の支払いをしていただきます。
6. 徴収（天引き）した税額は、翌月10日までに市町村へ納入していただきます。
納入（払込）先は、各市町村の指定する金融機関等へ。
※従業員が常時10人未満の場合、申請により年2回の納期にすることもできます。

個人住民税の特別徴収に関するQ&Aについては、豊頃町ホームページをご確認ください。



消費税の届出はお済みですか？

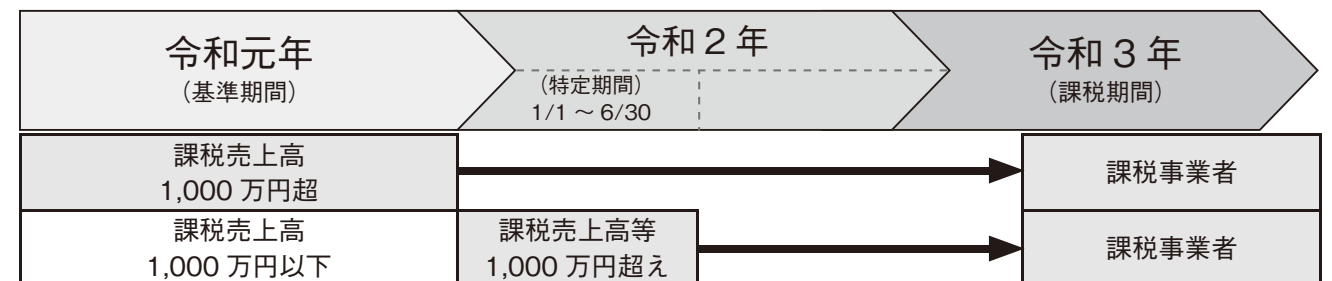
新たに課税事業者となる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要があります。

令和3年分において課税事業者となる方

令和元年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和3年分は消費税の課税業者に該当します。

※令和元年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和2年1月1日から令和2年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和3年分は消費税の課税業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出する必要があります。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



簡易課税制度の選択

令和元年分（基準期間）における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

令和3年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、令和2年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

簡易課税制度とは

課税期間における課税売上に係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

※簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続した後でなければ選択をやめることはできません。なお、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

注意事項

- 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
- 一般課税で申告される方（簡易課税制度の適用を受けない方）が仕入税額控除を適用するためには、区分経理（取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理）に対応した帳簿および請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります。
- 区分経理を行うことが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）の方には、経過措置として、売上税額の計算の特例が設けられています。

※消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。また、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、十勝池田税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

※「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続については、e-Tax ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）でご確認ください。

問合せ先 役場住民課住民税係 ☎ (574) 2213

問合せ先 十勝池田税務署 ☎ (572) 2171